

大月市新庁舎建設基本・実施設計業務委託に関するプロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、大月市新庁舎建設基本・実施設計業務（以下「本業務」という。）にあたり、提案者の実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、本業務に最も適した設計者の選定に際し、公募型プロポーザルを実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

本業務の概要は、以下のとおりとし、その詳細は別添、特記仕様書によるものとする。

(1) 業務名称 大月市新庁舎建設基本・実施設計業務委託

(2) 業務内容

ア 大月市新庁舎建設基本設計業務を行う（現本庁舎別館改修及び現本庁舎本館解体、現本庁舎別館耐震診断業務を含む）。

イ 大月市新庁舎建設実施設計業務を行う（現本庁舎別館改修及び現本庁舎本館解体を含む）。

ウ 設計者は本市庁内各部署をはじめ、関係機関と協議調整を行い、発注者支援を行うこと。

エ 敷地の条件

a. 所在地	大月市大月二丁目6番20号	
b. 敷地面積	約4,597㎡	
c. 用途地域	商業地域	第一種住居地域
d. 建ぺい率/容積率	80% / 400%	60% / 200%
e. 防火地域	指定あり	指定なし
f. 高度地区	指定なし	指定なし
g. その他	土砂災害警戒区域（土石流）指定あり	

オ 工事概要

新庁舎新築（約 2,500 ㎡）、現本庁舎別館改修（1,507 ㎡）、現本庁舎本館解体、外構整備等

なお、書庫・倉庫等は、現花咲庁舎（大月市大月町花咲 1608 番地 19）の活用を基本とし、新庁舎及び現本庁舎別館の平面・配置計画において考慮するものとする。

カ 概算建設工事費

2,620,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 新庁舎の新築工事、現本庁舎別館及び現花咲庁舎の改修等工事、現本庁舎本館の解体工事並びに外構工事を含む

※ 現花咲庁舎の改修等工事に係る設計業務は、本業務外とする。

キ 予定建設工期

令和10年度から令和11年度予定

ク 見積限度額：128,172,000円（消費税及び地方消費税含む）

※ なお、令和8年度の支払限度額（消費税及び地方消費税含む）は36,861,000円、令和9年度は91,311,000円とする。

※ 現本庁舎別館は、耐震診断の結果、耐震補強が必要と判断した場合には、発注者と協議のうえ、耐震改修基本・実施設計業務を変更追加する。

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和10年3月21日まで

ただし、基本設計業務は、令和9年3月31日までの完了を想定する。

(4) 担当部署

大月市 総務部 総務管理課 新庁舎建設担当 落合、卯月、井上

〒401-8601 大月市大月二丁目6番20号

TEL：0554-23-8055(直通) FAX：0554-23-1216

E-mail：sck-19206@city.otsuki.lg.jp

3 参加資格等

本プロポーザルへ参加できる者は、この公告日において次に掲げる要件を全て満たしている者（以下「参加者」という。）とする。

なお、参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 資格要件

ア 令和7・8年度大月市入札参加有資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）で「201:[建築関係コンサルタント]建築一般」の業種に登録されていること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

エ 公告日以降、契約締結までの間に、大月市又は山梨県から指名停止を受けていないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立て中若しくは更生手続き中、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立て中若しくは再生手続き中ではないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員ではないこと。

キ 山梨県内に本社（店）、支社（店）、又は営業所を有すること。

ク 日本国内において平成20年4月以降に完成した新築・増築・改築で、2,000㎡以上の庁舎または公共施設の設計業務の実績を有すること。

- ケ クの設計業務実績は、単独又は共同企業体（出資比率30%以上）での実績に限る。
- コ 参加者は一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）が認定するZEB（ゼブ）プランナー登録を有すること。
ただし、参加者が業務協力を求める他の設計事務所（以下「協力事務所」という。）がZEBプランナー登録を有する場合には、参加者の登録は要しないものとする。

(2) 配置技術者等の要件

- ア 本業務の管理技術者及び主任技術者は、参加者の組織に所属する者各1名を配置すること。
- イ 管理技術者は、一級建築士の資格を有すること。
- ウ 管理技術者は主任技術者を兼務しないこと。また、主任技術者及び各担当技術者は、他の分野の各担当技術者を兼務しないこと。

(3) 業務実施上の条件

- ア 本業務を一括再委託しないこと。
- イ 建設市場の動向を注視し、2（2）カで示した概算建設工事費を常に意識したコスト把握に努めること。また、維持管理費を含めた徹底したコスト管理を行い、ライフサイクル全体を通して本市の財政負担の軽減に努めるものとする。

(4) 応募に関する制限

- ア 協力事務所を加えることは可とするが、他の参加者又は他の参加者の協力事務所となることはできない。なお、協力事務所にあっては、（1）ア、キ、ク、コの資格要件は問わない。
- イ 参加者からの応募は1点のみとする。
- ウ 提出された書類の差替え、追加、削除等は認めない。
- エ 第2次審査の参加は原則として、1次審査結果の上位5者までとする。
- オ 本プロポーザルへの参加者が1者の場合であっても本プロポーザルを実施する。参加者がいなかった場合には、参加申込書及び技術提案書の提出期限を延長し、再度公告する。この場合、必要に応じて参加資格や履行期間の変更を行うことがある。

4 選考方法

本プロポーザルの審査は、設計案を選定するコンペ方式とは異なり、設計者を選定することを重視した公募型プロポーザルとし、二段階審査方式で実施する。審査項目は、次の（1）、（2）に掲げる提出書類に基づき審査を行う。提出された書類については、本実施要領に定める参加資格等を満たしているかを確認したうえ、本市が設置する大月市新庁舎建設基本・実施設計業務委託に関するプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査する。

なお、この審査による評価項目の評価点数（第1次審査と第2次審査の合計評価点数）が最上位の者を契約候補者とし、次点の者を次契約候補者として選定し、市長が決定する。ただし、参加者が1者のみであるときは、契約候補者の選定において競争性がある

か十分に検討したうえで、審査委員会で協議し、その取扱いを決定するものとする。

(1) 第1次審査（参加申込書による審査）

ア 専門的な技術力

一級建築士の数

ZEBプランナーの登録

日本国内における平成20年4月以降の設計業務実績

ZEBの設計業務実績

イ 配置技術者の実績

技術者資格

経験年数

業務実績

(2) 第2次審査（技術提案書による審査）

第2次審査は、第1次審査で選定された参加者に対して行う。参加者には新たに技術提案書の提出を求め、提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。二段階審査方式で審査を行い、契約候補者及び次契約候補者を選定する。

5 手続き等

(1) 実施要領等の公表

ア 公表期間 令和8年4月23日（木）から令和8年7月6日（月）まで

イ 公表方法 大月市ホームページで公表する。

(2) 第1次審査（参加申込書による審査）に係る質問書受付及び回答

ア 質問期間 令和8年4月23日（木）から令和8年5月1日（金）午後5時まで

イ 回答日 令和8年5月13日（水）までに回答

ウ その他 参加申込書に関する質問はE-mailのみで受付ける。

E-mail：sck-19206@city.otsuki.lg.jp

E-mailの件名は「大月市新庁舎建設基本・実施設計業務委託プロポーザル質問書の提出について」とすること。また、書式は別紙「質問書（様式2）」を使用すること。

質問の回答は、大月市ホームページにて閲覧に供する。閲覧期間は、参加申込書の提出期限までとする。

(3) 参加申込書の提出

参加者は、参加申込書に必要書類を添えて担当部署へ提出するものとする。

ア 提出期間 令和8年4月23日（木）から令和8年5月20日（水）午後5時まで

イ 提出場所 大月市総務部総務管理課

ウ 提出方法 持参、郵便（書留）又は宅配便（提出期限必着）

※ 郵便又は宅配便の場合は、封筒に「大月市新庁舎建設基本・実施設計業務委託プロポーザル参加申込書在中」と記載すること。

エ 提出部数 3部（正本1部、副本（複写）2部）

(4) 第1次審査結果の通知

第1次審査の結果については、令和8年5月25日（月）に全ての参加者に文書で通知する。また、審査経過については、いかなる問い合わせにも応じないものとする。

なお、参加申込書の提出時に、宛先を記入のうえ、切手を貼付した結果通知用封筒を併せて提出すること。

(5) 第2次審査（技術提案書による審査）に係る質問書受付及び回答

ア 質問期間 令和8年5月25日（月）から令和8年6月2日（火）午後5時まで

イ 回答日 令和8年6月9日（火）までに回答

ウ その他 技術提案書に関する質問はE-mailのみで受付ける。

E-mailアドレス、件名及び書式は第1次審査に同じ。

質問の回答は、大月市ホームページにて閲覧に供する。閲覧期間は、技術提案書の提出期限までとする。

(6) 現地見学会の実施

ア 日時 第1次審査結果と併せて通知する。

イ 会場 大月市新庁舎建設予定地

ウ その他 事前の申し込みは不要とする。

(7) 技術提案書の提出

第1次審査で選定された参加者は、技術提案書を作成し担当部署へ提出するものとする。

ア 提出期間 令和8年5月25日（月）から令和8年6月22日（月）午後5時まで

イ 提出場所 大月市総務部総務管理課

ウ 提出方法 持参又は郵便（書留）及び宅配便（提出期限必着）

※ 郵便又は宅配便の場合は、封筒に「大月市新庁舎建設基本・実施設計業務委託プロポーザル技術提案書在中」と記載すること。

エ 提出部数 13部（表紙添付の技術提案書は1部、その他12部は技術提案書のみ）

※ 併せて、CD-RによるPDFデータも提出すること。

(8) プレゼンテーション及びヒアリング

技術提案書等の内容を具体的に確認するため、令和8年6月29日（月）にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。審査は、技術提案書がどのような設計主旨で提案されているか、要求事項を理解しているか等、技術提案書及びプレゼンテーションに基づき、参加者へのヒアリングにより行う。

なお、プレゼンテーション及びヒアリング、審査委員会は非公開とし、詳細については、第2次審査の参加者に別途通知する。

(9) 第2次審査結果の通知

第2次審査の結果については、令和8年7月6日（月）に第2次審査の参加者に文書で

通知する。契約候補者については、大月市ホームページにて公表する。契約候補者が
辞退又は契約が無効となった場合には、次契約候補者と契約交渉を行う。また、審査
経過についてはいかなる問い合わせにも応じない。

なお、技術提案書の提出時に、宛先を記入のうえ、切手を貼付した結果通知用封筒
を併せて提出すること。

6 参加申込書

- (1) 参加者は、「参加申込書（様式1）」に必要事項を記載のうえ押印し、その他提出書類
（様式3～7）を添えて提出すること。
- (2) 一級建築士事務所登録を証する書類を添付すること。（様式3）
- (3) ZEBプランナー登録を証する書類を添付すること。（様式3）
- (4) 日本国内において平成20年4月以降に完成した新築・増築・改築で、2,000㎡以上の庁
舎または公共施設の設計業務の実績を証する書類を添付すること。（様式4・5）
- (5) ZEBの設計業務（新築又は改修）の実績を証する書類を添付すること。（様式4・5）
- (6) 設計業務の実績を証する書類について（様式4・5）
 - ア 業務実績は、上記（4）、（5）について、「設計事務所の業務実績一覧（様式4）」
に記載すること。ただし、単独又は共同企業体（出資比率30%以上）での実績とし、
公告日までに設計業務が完了・引渡し済みのものに限る。
 - イ 構造・規模は、構造種別－地上階数／地下階数を記載すること。（例：RC-3/1）
 - ウ 複合施設の場合は、用途欄に審査対象となる全ての施設用途を記載し、各施設用途
に対する面積を延べ面積欄に記載すること。また、共用部分は面積按分して、各施
設用途に含めること。
 - エ 上記（4）の業務実績を証する書類として、契約書等の写し（発注者、業務名、履
行期間、構造及び延べ面積等の記載内容が確認できるもの）及び業務での立場（管
理技術者及び主任技術者等）が確認できる書類の写しを添付すること。
 - オ 上記（5）の業務実績を証する書類として、ZEB表示されたBELS認証等の写し及び業
務での立場（管理技術者及び主任技術者等）が確認できる書類の写しを添付するこ
と。
 - カ 上記実績の内容は、設計主旨及び図面又は写真等（外観及び内観写真又は透視図等
でサイズは任意とする（コピー可））を添付した「設計事務所の実績概要（様式5）」
に各1枚の範囲内で記載すること。
- (7) 配置技術者一覧及び協力事務所について（様式6・7）
 - ア 本業務に配置する管理技術者、主任技術者及び各担当技術者について、「管理技術
者・主任技術者・担当技術者一覧（様式6）」に記載すること。
 - イ 管理技術者及び主任技術者については、（ ）内に資格登録番号を、また公告日現
在の資格取得後の経験年数（1年未満は切り捨て）を記載すること。
 - ウ 管理技術者及び主任技術者は、直接雇用していることを証する書類と資格証明書

等の写しを添付すること。

エ 構造、電気設備及び機械設備の担当技術者に配置予定の者には、協力事務所の技術者を配置することができる。協力事務所の技術者を配置する場合、「所属」欄に協力事務所名を記入し、「協力事務所（様式7）」に必要事項を記入すること。

オ 「立場」欄は、当該業務における役割（管理技術者、主任技術者、〇〇担当技術者）を記入すること。

7 技術提案書

(1) 第1次審査で選定された参加者は、「技術提案書（様式8）」に必要事項を記載のうえ押印し、技術提案書の鑑文として添付すること。

(2) 提案内容を記載した技術提案書（任意様式、A3判又はA4判で4～5枚（両面使用不可）程度）を提出すること。

大月市新庁舎整備基本構想及び基本計画において定めた基本理念及び基本方針の実現を目指し、本市が直面する人口減少や財政負担などの課題に配慮しながら、市民や職員等の目線に立った市民サービスの拠点、災害時における防災拠点として、行政の役割が十分に果たせるような庁舎を提案する。

ア 提案する内容

業務実施方針及び手法	本実施要領 9 (2) ア【表 3】参照
防災機能の強化と事業継続への対応	
新庁舎の配置・動線計画	
市民サービス向上とユニバーサルデザイン	
環境対策への配慮	
市民交流・まちづくりの視点	
将来の変化に対応する可変性と維持管理計画	
事業費管理及びコスト縮減の取り組み	本実施要領 9 (2) イ【表 5】参照
見積金額	

イ 説明文に使用する文字の大きさは 10.5 ポイント以上とし、イメージ図等を挿入する際は 6 ポイント以上の文字を使用すること。

ウ 本プロポーザルは設計案を審査するコンペ方式ではないため、具体的な設計図、模型、透視図等を使用しないこと。

エ 文章を補完するための視覚的表現には、必要最小限のイメージ図、イラスト、写真等を使用して構わない。

オ 文章を補完するイメージ図、イラスト、写真等は、カラー刷りとして構わない。

カ 見積書（内訳書を含む）は、任意書式とする。

(3) その他留意事項

- ア 技術提案書は無記名とする。
- イ 技術提案書をA3判とする場合は、横向きとすること。
- ウ 第2次審査の参加者には、参考資料として「用地実測図写し」、「現況配置図写し」及び「既存施設の平面図等写し」を提供する。

8 スケジュール

実施内容	日程
(1) 実施要領の公表	令和8年4月23日（木）
(2) 第1次審査（参加申込書による審査）	
ア 参加申込書に関する質問書の提出期限	令和8年5月1日（金）午後5時まで
イ 質問に対する回答	令和8年5月13日（水）までに回答
ウ 参加申込書の提出期限	令和8年5月20日（水）午後5時まで
エ 第1次審査結果の通知	令和8年5月25日（月）
オ 技術提案書提出依頼	令和8年5月25日（月）
(3) 第2次審査（技術提案書による審査）	
ア 技術提案書に関する質問書の提出期限	令和8年6月2日（火）午後5時まで
イ 質問に対する回答	令和8年6月9日（火）までに回答
ウ 技術提案書の提出期限	令和8年6月22日（月）午後5時まで
エ プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年6月29日（月）
オ 第2次審査結果の通知	令和8年7月6日（月）

9 審査基準

(1) 第1次審査の基準（客観的評価）

参加資格等に合致しているかを確認したうえで、参加者の専門的な技術力並びに配置技術者の経験及び能力について評価（客観的評価）する。なお、評価については次の評価表によることとし、専門的な技術力【60点】及び配置技術者の実績【40点】の合計100点で審査する。

ア 専門的な技術力【60点】

審査項目	審査の着眼点	配点		関係様式
1) 一級建築士の数	5名以上所属	10	10	様式3
	3名または4名所属	7		
	1名または2名所属	4		
2) ZEBプランナー登録	自社が登録済み	10	10	様式3
	協力事務所が登録済み	5		

3) 平成20年4月以降の設計実績	(施設規模及び用途) 4,000㎡以上の庁舎又は公共施設の実績がある	30	30	様式4 様式5
	3,000㎡以上4,000㎡未満の庁舎又は公共施設の実績がある	20		
	2,000㎡以上3,000㎡未満の庁舎又は公共施設の実績がある	10		
4) ZEB設計実績	3件以上	10	10	様式4 様式5
	2件	7		
	1件	4		

*3) について、増築工事の場合は、増築部分のみについて審査する。また、複合施設の場合は、庁舎又は公共施設用途部分の合計について審査することとし、共用部分は面積按分して、各用途に含めること。なお、延べ面積は、同一敷地内において設計した施設の延べ面積とする。

イ 配置技術者の実績【40点】

1) 技術者資格

配置技術者の立場及び技術者資格について、次の評価表により審査する。

審査項目	立場	審査の着眼点	配点		関係様式
技術者資格	管理技術者	一級建築士	—	12	様式6 様式7
	主任技術者	一級建築士	3		
		二級建築士	1		
	構造担当技術者	構造設計一級建築士	3		
		一級建築士	2		
		二級建築士	1		
	電気設備担当技術者	設備設計一級建築士	3		
		一級建築士	2		
		建築設備士、二級建築士	1		
	機械設備担当技術者	設備設計一級建築士	3		
一級建築士		2			
建築設備士、二級建築士		1			

*構造、電気設備、機械設備の担当技術者には、協力事務所の技術者を配置することができる。

*配置予定の管理技術者、主任技術者、各担当技術者は、特段の理由がない限り、本業務契約後の変更を認めないものとする。

2) 経験年数

管理技術者の一級建築士の経験年数について、次の評価表により審査する。

審査項目	審査の着眼点	配点		関係様式
経験年数	一級建築士取得後20年以上	8	8	様式6
	一級建築士取得後10年以上20年未満	6		
	一級建築士取得後10年未満	4		

3) 業務実績

管理技術者及び主任技術者の業務実績について、次の計算式及び評価表（表1及び表2）をもとに各技術者の業務実績ごとに評価点を算出し、その合計により審査する。

【計算式】

$$\text{評価点} = \Sigma (\text{配点} \times \text{評価係数})$$

【表1】

審査項目	審査の着眼点	配点		関係様式
業務実績	(施設規模及び用途) 4,000㎡以上の庁舎又は公共施設の実績がある	10	20	様式6
	3,000㎡以上4,000㎡未満の庁舎又は公共施設の実績がある	8		
	2,000㎡以上3,000㎡未満の庁舎又は公共施設の実績がある	6		

【表2】

業務実績での立場	管理技術者評価係数	主任技術者評価係数
管理技術者又はこれに準ずる立場	1.0	1.0
主任技術者又はこれに準ずる立場	0.8	1.0
上記以外の技術者の立場	0.6	0.6

*増築工事の場合は、増築部分のみについて審査する。

*複合施設の場合は、庁舎および公共施設の施設用途部分の合計について審査する。

また、共用部分は面積按分して、各施設用途に含めること。

*延べ面積は、同一敷地内において設計した施設の延べ面積とする。

(2) 第2次審査の基準

第1次審査で選定された参加者から提出された技術提案書をもとに、提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、技術提案等に係る主観的評価及び見積金額を評価する。なお、評価については、技術提案書の評価【95点】及び見積金額【5点】の合計100点で審査する。

ア 技術提案書の評価（主観的評価）【95点】

【表3】に示す審査項目及び審査の着眼点について、審査委員が技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を踏まえ、「A、B、C、D、E」の5段階で評価（主観的評価）する。次の計算式、【表3】各項目の配点及び【表4】評価係数をもとに全審査委員による項目ごとの評価点の平均値を算出し、これを合計したものを評価点とする。

【計算式】

各項目の評価点の平均値 = Σ （配点 × 評価係数） / 審査員数

評価点 = Σ （各項目の評価点の平均値合計）

【表3】

審査項目	審査の着眼点	配点
1) 業務実施方針及び手法	<ul style="list-style-type: none"> ・業務への取組体制 設計チームの特徴及び技術力 工程計画の工夫や協力体制、業務分担体制等 ・業務途中で手戻りが生じないための工夫 ・市民、議会、職員との合意形成を図るための工夫 	10
2) 防災機能の強化と事業継続への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点としての機能を維持し、災害時にも業務を継続できる構造・設備計画や災害時の活動にも配慮した空間構成の考え方 ・土砂災害・富士山噴火対策等への考え方 	10
3) 新庁舎の配置・動線計画	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者駐車場を含む来庁者の安全かつ円滑なアクセスの確保 ・主要道路からのアクセスや大月東小学校児童の安全確保、市道琴平線の交通制限など近隣への影響を考慮した敷地の有効活用 	10
4) 市民サービス向上とユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者に分かりやすく、利用しやすい窓口構成 ・高齢者、障がい者、子育て世代など、誰にでも使いやすいユニバーサルデザインの採用 	10
5) 環境対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギーの活用や断熱性能向上など、環境負荷低減への具体的な手法 ・地域性を活かした木材利用のアイデア 	10
6) 市民交流・まちづくりの視点	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が気軽に利用できる空間づくり等の考え方 ・まちづくりの拠点として、地域活性化に寄与する視点 	5

7) 将来の変化に対応する可変性と維持管理計画	・組織改編や将来の需要変化、行政手続きのデジタル化等に対応できる執務スペース等の柔軟性 ・ライフサイクル全体を通じたコスト管理(LCC)、縮減に向けた工夫	15
8) 事業費管理及びコスト縮減の取り組み	・事業費の適正化に向けた具体的なコスト管理手法(VE手法・コストダウン手法等) ・現実的かつ効率的なスケジュール管理の考え方	20
9) プレゼンテーション及びヒアリング	・課題や問題点の把握 ・取組姿勢 ・質疑回答の明確性	5

【表4】

審査の着眼点	各審査委員の評点				
	A	B	C	D	E
的確性、実現性、独創性の観点から総合的に判断する	特に良い	良い	普通	やや劣る	劣る
評価係数	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2

イ 見積金額の評価【5点】

見積金額については、次の計算式及び【表5】の配点をもとに算出し、これを評価点とする。

【計算式】

評価点 = 配点 × 最低見積金額(税抜) / 見積金額(税抜)

* 評価点は、小数点第2位以下切り捨て

【表5】

審査項目	審査の着眼点	配点
見積金額	本見積書には、次の3項目が明確に区分されるように記載すること。なお、見積書は任意書式とする。 ①税抜金額(消費税及び地方消費税を含まない額) ②消費税及び地方消費税相当額 ③税込金額(①と②の合計額)	5

10 契約の締結

本市は、本プロポーザル審査により選定した参加者を契約候補者とし、随意契約による契約交渉を行う。ただし、契約交渉が不調となった場合は、次契約候補者と交渉を行う。

なお、本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、本市は選定された契約候補者の技術提案書の内容に拘束されないものとする。

11 提出書類の無効

次のいずれかに該当する参加者は無効とする。なお、無効となった場合は、その時点で本プロポーザルの参加資格を失うものとする。

- (1) 提出方法、提出場所及び提出期限に適合しないもの
- (2) 本実施要領6、7に記載した指定の様式及び留意事項等の条件に適合しないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの
- (5) 虚偽記載をした者、又は不正行為を行った者に対して指名停止を行うことがある。

12 その他の留意事項

- (1) 参加申込書及び技術提案書の作成及び提出に伴う費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における参加申込書又は技術提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 参加申込書に記載した配置予定の技術者は、病気休職、死亡、退職等の特別な事情を除き、変更することができない。
- (4) 提出された参加申込書及び技術提案書は、審査に必要な範囲において、複製することがある。
- (5) 提出された参加申込書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加申込書及び技術提案書は契約候補者の選定以外に参加者に無断で使用しない。
- (6) 技術提案書作成のために、本市から受領した資料は、市の許可なく公表又は使用することはできない。
- (7) 本業務委託は債務負担行為限度額の設定により、次年度に跨る履行期間となるが、令和9年度において予算の減額又は削除があった場合においては、本市はこの契約を解除することができる。
- (8) 参加者（協力事務所を含む）との間で資本、人事面等において関連を有する製造業及び建設業を営む企業等は、本業務に係る建設工事の入札に参加又は当該工事を請負うことができない。
- (9) 本プロポーザル手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

13 参考資料

次の資料を参考にすること。なお、参考資料1～3は、第2次審査の参加者に提供する。

- (1) 大月市新庁舎整備基本構想（令和5年3月策定）、大月市新庁舎整備基本計画（令和6年3月策定） [市ホームページからダウンロード可]
- (2) 用地実測図写し [参考資料1]
- (3) 現況配置図写し [参考資料2]
- (4) 既存施設の平面図等写し [参考資料3]